

令和5年度「みやぎ学生×企業コミュ活事業」委託業務に係る 企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する令和5年度「みやぎ学生×企業コミュ活事業」（以下「事業」という。）を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により契約予定者を決定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業目的

本事業は、県内外学生と県内企業との交流の場を設けることにより、学生の視野を広げ、県内企業、県内就職についての具体的なイメージを持たせるきっかけとし、県内企業の認知度向上を図るとともに、県内就職の魅力発信を行い、県内企業への就職を促進するものであり、また、県内企業が学生の生の声を聞く機会を提供し、今後の就職活動や若者の早期離職防止に向けた取組を促進するものである。

2 事業内容

(1) 委託事業の内容

令和5年度「みやぎ学生×企業コミュ活事業」委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月25日まで

(3) 事業費（委託上限額）

7,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを確約するものではない。

※消費税及び地方消費税については10%相当額で計上するものとする。

3 企画提案に応募できる事業者

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

- (1) 宮城県に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）各号に該当する者でないこと。
- (3) 「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」第3条に基づく資格制限を受けていない者であること。
- (4) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。

4 スケジュール

(1) 企画提案募集の公告 (出納局契約課及び経済商工観光部産業人材対策課ホームページ上で公告する。)	令和5年4月26日（水）
(2) 業務に関する質問受付（電子メールのみ）	令和5年4月26日（水）から 令和5年5月10日（水）午後5時まで
(3) 質問に対する回答	令和5年5月15日（月）
(4) 事業の企画提案書の提出締切日（郵送又は持参）	令和5年5月25日（木）午後5時まで (必着)

(5) 第一次審査（事業者が4者を超えた場合）	令和5年5月26日（金）
(6) 第一次審査の結果通知（事業者が4者を超えた場合）	令和5年5月26日（金）
(7) 企画提案書プレゼンテーション実施（予定）	令和5年5月30日（火）
(8) 選定事業者及び落選事業者の発表（予定）	令和5年5月31日（水）
(9) 契約締結日（予定）	令和5年6月上旬

5 業務に関する質問受付及び回答

本事業に関する質問については、次により質問書（様式第1号）を提出すること。

なお、口頭及び電話による質問については受付しない。

(1) 受付期間	令和5年4月26日（水）から令和5年5月10日（水）午後5時まで
(2) 提出先	宮城県経済商工観光部産業人材対策課企画班
(3) 提出方法	質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出 電子メールアドレス sanzinp@pref.miyagi.lg.jp
(4) 回答方法	受付期間内に到着した質問に対する回答は、令和5年5月15日（月）までに本県公式ウェブサイトの産業人材対策課のホームページにおいて公表する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限	令和5年5月25日（木）午後5時必着
(2) 提出方法	郵送又は持参
(3) 提出先	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎14階（北側） 宮城県経済商工観光部産業人材対策課企画班
(4) 提出書類	イ 企画提案届出書（様式第2号）1部 ロ 企画提案書 10部 (イ) 規格はA4判とする (ロ) 表紙を付け、表紙には企画提案事業者の名称を記載すること (ハ) 各ページに通し番号を付すること (ニ) 片面印刷で20ページ以内とすること。なお、表紙及び目次はページ数に含まない ハ 企画提案募集案件に係る宣誓書（様式第3号） 1部 ニ 事業経費参考内訳書（任意様式） 1部
(5) 提出後の変更等	提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は、一切返却しない。
(6) 失格事由	次のいずれかに該当する場合は、失格とする。 イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合 ロ 本募集要領に従っていない場合 ハ 下記10に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合 ニ 同一の団体等が、2つ以上の企画提案書を提出した場合 ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合 ヘ 次に該当する場合 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(7) その他	<p>イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること</p> <p>ロ 企画提案書の再提出は、認めない</p> <p>ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない</p> <p>ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある</p>
---------	---

7 契約相手方の決定

応募のあった事業の企画提案書を、令和5年度「みやぎ学生×企業コミュ活事業」に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、事業者の企画提案内容を評価基準等に基づき審査し、各委員が採点し、順位点の総計が最も高い事業者1者を委託予定者として選定する。

ただし、評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に達する企画提案事業者がない場合は、契約予定者を選定せず、再度スケジュールを設定の上、募集手続きを行うものとする。また、評価の結果、各委員が採点した順位点の総計が同点の企画提案者が複数いる場合は、委員間の協議により契約予定者を選定する。

なお、事業者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類による第一次審査を実施し、順位点の総計が高い上位4者を選定する。

8 評価基準及び配点

委託業務内容に即した以下の評価基準及び配点（合計100点）により行うものとする。

評価項目	評価の視点	評価点
現状・課題分析と方向性 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生の地元就職・定着に係る企業と学生の現状と課題を的確に把握・分析し、課題解決の方向性は妥当か。 ・新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、県内地域における若者の雇用状況の現状と課題を的確に把握しているか。 	10
参加学生の確保等に向けた工夫や取組内容 (40)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加学生確保に向けた工夫は効果的で実現性があるか。 ・学生への事業周知方法は効果的なものとなっているか。 ・学生に対し県内の業界や地元企業の魅力を十分PRできるようなセミナー・イベント内容となっているか。 ・セミナー・イベントが実施出来ない場合の代替イベントの取組が効果的なものとなっているか。 	10
業務実施体制等 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の実施に当たり、関係機関との連携体制は適切であるか。 ・業務を実施する上で、必要な組織、人員、体制は整っているか。また、本業務の遂行に必要な情報や協力者等のネットワークを有しているか。 	10
業務実績 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案事業者に本業務にふさわしい業務実績があるか。 	10
独自の取組 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の取組について提案があり、その内容が本業務の効果等を一層向上させることができると期待できるか。 	10
合計評価点		100

9 企画提案事業者が4者を超えた場合の第一次審査及び結果通知

本事業に企画提案しようとする事業者が4者を超えた場合は、令和5年度「みやぎ学生×企業コミュ活事業」公募型プロポーザル方式等選定委員会設置要領（以下「選定委員会設置要領」という。）に基づき企画提案書の第一次審査を行い、順位点の総計が高い上位4位の企画提案書を選定する。

(1) 第一次審査の実施日	令和5年5月26日（金）
(2) 第一次審査の実施方法	選定委員会が評価項目及び配点表に基づいて審査し、総合評価の結果、順位点の総計が高い上位4者を選定する。
(3) 第一次審査の結果通知	審査終了後は速やかに全ての企画提案事業者に審査結果を通知する。

10 企画提案事業者のプレゼンテーションの実施

事前に提出された企画提案書に基づき、選定委員会設置要領に定める選定委員に対し、プレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは事業者ごとに行い、総合的に評価する。

(1) プrezentation実施日（予定）	令和5年5月30日（火）※開始時間は別途通知する。
(2) 実施会場	宮城県庁内会議室（仙台市青葉区本町三丁目8番1号） ※詳細は別途通知にて案内する。
(3) 実施方法	<p>イ 出席者は、1事業者につき3名以内とする。</p> <p>ロ 1事業者当たりの持ち時間は30分以内（説明20分、質疑応答10分）とし、県から指示した時間で順次、個別に行うものとする。</p> <p>ハ プrezentationは、事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、当日の追加資料の配付、資料の差し替え等は認めない。</p> <p>ニ プrezentationの会場には県で大型モニター又はプロジェクターを用意するので、パソコンを持参して説明することも可とする。</p> <p>ホ 審査結果の通知</p> <p>企画提案書及びプレゼンテーションにより、あらかじめ定めた評価基準に基づいて各選定委員が審査を行い、各選定委員が採点した順位点の総計が最も高い事業者を選定し、選定された事業者には決定通知を、落選した事業者には落選通知を書面にて通知することとし、選定結果については、後日宮城県経済商工観光部産業人材対策課ホームページにて公表する。</p> <p>なお、選定理由に関する質問には応じない。</p>

11 企画提案事業者が1者又はない場合の取り扱い

（1）企画提案事業者が1者の場合

上記10によりプレゼンテーションを実施し、選定された場合は、当該事業者を契約予定者とする。

（2）企画提案事業者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

12 委託契約の締結について

原則、選定委員会で選定された事業者を契約予定者として、本委託業務を委託するものとする。県は、

選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、委託業務の実施に関しては、契約予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、実際の業務内容や進め方については、隨時県と協議して決定する。

また、選定された事業者が業務委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を契約予定者として、業務委託契約を締結するものとする。

13 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案事業者の負担とする。
- (2) 県と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上、決定するものとする。
なお、協議が整わない場合は、受託事業者を変更することがある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めことがある。
- (4) 委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上、県がやむを得ないと認めたときは、この限りではないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合等、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することがある。

14 問い合わせ先及び書類提出先

宮城県経済商工観光部産業人材対策課企画班

住所：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2764

メールアドレス：sanzinp@pref.miyagi.lg.jp